

令和6年度第1回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（会議録）

日時：令和6年8月21日（水）午前10時～午前11時45分

場所：大阪市役所地下1階 第8会議室

出席者：（来庁）淺野委員、種継委員、所委員、鳥屋委員、藤井部会長
（Web）小野委員、川上委員、野村委員

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

- （1）第2期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について
- （2）第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について
- （3）その他（※非公開）

【議事1 第2期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について】

（春本地域福祉課長代理）

第2期「大阪市地域福祉基本計画」の進捗状況について、資料1-1、1-2、1-3に沿って説明【議事1】

（藤井部会長）

それでは、資料1から資料3までありますから、1つずつお聞きしたいと思います。

まず資料1-1について、何かご質問とかございますでしょうか。いかがでしょうか。

皆さんのが少しチェックしている間、1つご質問させていただきたいと思います。資料1-1で、（2）地域福祉活動への参加の促進の項目があつて、令和5年度の数値を見ますと756回と、過去3年では915回、1221回、それに比べて若干下がっております。

ここと、もう1つは、これも波ということでいいと思うんですけども、一番下の市社協・区社協におけるボランティア登録者数が2万7000人、令和4年は3万人で、令和5年は下がって2万8000人と変化がないと言えぱないんですけども若干下がってると。

下がってることが悪いとか言ってるんじゃなくて、要因をどう見るのかっていうことも重要だと思いますので、質問をさせていただきたいと思います。

（春本地域福祉課長代理）

ありがとうございます。

ただいま質問いただきました項目について回答させていただきます。

1つ目の広報啓発実施回数につきましては、社協さんの方でいろいろと広報啓発されてるものがここに入っているんですけども、令和4年度がすごく数が多くなったところについては、SNSを活用した情報発信を特に集中的にこの年にされたというふうに伺っております。令和5年度についてはそこまで集中的な対応というのをされなかつたということではあるのですが、コロナ明けの活動に注力されたとかそういう背景もあろうかと思います。

あと、ボランティア登録者数の方につきましては、こちらはコロナが明けてくる段階に合わせて再開の動きもあったので登録される方が増えてはきたのですが、やはり高齢化いうこと也有って、一旦はちょっと増えたんですけども少し減ったというふうに伺っております。

(藤井部会長)

そのことをお聞きしたかったんですが、要はこれから高齢化と担い手不足になりますので、取り組みは下の方かなり頑張ってやってるけど、そういう傾向は今後も出てくるだろうなということで、それに対してどういうふうに先々考えていくのかということも問われると思いますのでお聞きしました。

はい、他いかがでしょうか。どうぞ。

(浅野委員)

ボランティアの登録者数のこの年代別とかっていうのは出されてたりはするんですか。どれぐらいの年齢層がボランティア登録してるとかっていうのは、あるんでしょうか。あるかないかでも。

(春本地域福祉課長代理)

すみませんが、今時点では、そういう統計になってるものはないというふうに聞いております。

(藤井部会長)

はい。他いかがでしょうか。

僕もう1つ、せっかくですので、資料1-1の2枚目の「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」で、上から2番目ですね。つながる場の開催における生活困窮者自立支援相談窓口を経由した件数、割合で、基準値が33件の20.9%で、令和3年が23.1%ですね、令和4年5年がほぼ10%ということで、ちょっと下がっております。これ自体もこの傾向をどう見るかということなんですけども、いかがでしょうか。

(春本地域福祉課長代理)

つながる場の開催については、数値で測ることがとても難しい面がありまして、例えば今まで生活困窮の窓口からつながる場というところに回ってきていたケースであっても、その生活困窮の窓口からの連携自体がもう体制としてできていたら、つながる場に上がらずとも解決されるということもありますし、このパーセントが多いということが、すなわちつながる場がうまく回っているというところと、なかなか測るのが難しいというところがあります。

要因の分析まではできていないんですけども、状況として答えさせていただきました。

(稗田地域福祉課長)

追加でございますが、こちらの割合は生活困窮者自立支援相談窓口を経由したというものですので、つながる場自体の開催自体が、こちらの生活困窮の窓口を必ず経由する必要があるかっていうとそういうものでもなく、つながる場自体の認識が庁内で広まることによって、他の機関、例えば包括からの開催依頼であったりとか、また見守り相談室からの開催依頼、また障がいの自立支援協議会の方からの開催依頼も入りまして、いろいろな機関からもつながる場への開催依頼があったということで、率として、生活困窮者の相談窓口を経た分が減ったっていうところではあるのかなと思っております。

(藤井部会長)

そのことが非常に重要と言いますか、いろんな障がい・高齢・児童・生活困窮のところから、ある意味では同等にくるっていうことが、つながる場の質とどう関連するのかっていうことと、さっきの横断的連携へっていうこととどう繋がるのかっていう、そこが分析するところだと思うんですね。それでちょっとお聞きしました。

資料1-1だけじゃなくて、資料1-2、1-3も含めて、ご質問ありますでしょうか。

(所委員)

すみません、資料1-1でいいですか。

下の段の施策の方向性ごとの総合評価のところで、書いてある内容すごくわかりやすくて読んでいるんですけど、質問なんですが、基本、どれもその達成状況の評価が1・2・3で評価軸があって、どれも2「さらに力を入れて推進する必要がある」っていうところに丸がついていて、お尋ねしたいのは、別にこれが問題だっていう指摘をしたいっていうではなくて、達成状況からすると、1「効果が表れてる」っていうところに、丸がつけられるようになるってことを目指しているというふうに理解していいんでしょうか。

というのが、アウトプットとか実際に何をしたっていうことと、その成果・効果と別なので、どちらかというと何をしたっていうことが丁寧に書かれてるんですけども、効果って

なると、そのことによる変化ということかなあというふうに理解しております。効果が表れているっていうところには、今の現状では丸がついていないっていうのは、そもそもこういう取り組み、そして実際にこういうことを実施して、このような効果を期待しているんだけどそれがもう全く見えていないということなのか、いやいやちょっと兆しはあるんだけど、まだまだなのか、どういうところでこの1に丸がつくのか答えにくい質問だと思うんですけど、今日、後の評価方法についての議論がありますので、参考になるかなと思って伺えればいいかなと思いました。自分が聞かれたら困る質問なんんですけど。

(藤井部会長)

全部2ですもんね。どうぞ。

(春本地域福祉課長代理)

非常に答えにくいと言っていただいた通りで恐縮なんですけれども、基本的には大きくこれであるという具体的な効果としてバシッと出せているものではないですが、じわじわと成果がそれぞれ、何かこう醸成を図ったとかいうことによって、進んでいるというふうに考えて、2の方に丸させていただいている状況ではあります。

例えば、こんなふうに数値がこんなに変わりましたとか今は出せるものが指標上ないので、かっちりと1「効果が表れている」には今できてはいるとは思うのですが、効果がないというわけではなくって、という意味で今は2に確かにになっております。

(藤井部会長)

これは地域福祉の特質として、この数値が出たから効果が出たっていうふうには言えないところが難しきっていうことですよね。そういうことが関連するかどうかまたご検討ください。

他、もう全部資料1－3までございますでしょうか。鳥屋さんの方から、はい。

(鳥屋委員)

資料1－1とか1－2、1－3を通じてなんんですけど、防災への取り組みのところで、年々、自然災害に対する危機感というのは高まっているところだと思います。この3年間でいろんな状況が変わっているんですけども、地域福祉計画としてのとらえ方の変化っていうのも必要かなと思っています。

例えば個別避難計画っていうのを大阪市で始めていると思うんですけども、災害のところで、資料1－1で、取り組み内容自体を見直す必要があるというところに丸つくべきだというふうにとらえます。

それは、個別避難計画を通して、今、地域でどれだけ進んでいるのか、それから個別避難計画を実際にどう活用されるべきかっていうところの議論をしていかないといけないんで

すけども、それが全く入っていないので、令和5年度もさらに努力をするだけということではなく、取り組み内容自体を見直す必要があるというふうに変更をしてもらえたならというふうに思います。

続けていいですか。あと虐待のところなんですけれども、通報件数は出ているんですけども、通報件数から認定された件数というところも載せてもらえないのかなというふうに思っています。通報件数に対して、認定されていない件数っていうのはすごく多いんじゃないかというふうにとらえています。その推移によって、認定されていないケースが、今後どんなふうに支援されたのか、認定されてないから何もなかつたという話ではないと思うんですね。通報があったということはそれに疑わしいというようなことがあったと思うので、認定されなかつたケースはどう支援に繋がつたかということも、指標として見れるように、数値なんかも出すべきだというふうに思います。

(藤井部会長)

2つとも非常に重要なご指摘なんですけども、1点目について、こないだも地震が起こったらしいよいよっていう感じですが、いかがでしょうか。鳥屋さんのご意見というかご提言に對して。

(春本地域福祉課長代理)

総評のところでいきますと、今時点では取り組みを見直すことも含めて、大きな方向性としてはさらに力を入れて推進するということかと地域福祉課としては評価をさせていただいているところです。

具体的な内容については、ちょっと危機管理室の方から。

(鳥屋委員)

いや、今の1－1のところでもね、さつき最初に言ったように、やっぱ状況が、この地域計画3年前のできたときには、個別避難計画を始めていきましょうと出るかどうかだったかなというころだと思うんですけど、この3年の間にできたわけなので、それに対する考え方も変えないといけない。さらに努力ってのは3年前の計画に対して努力ではなくって、新たにできた個別避難計画に対してどうしていくかっていうふうに見直さないといけないという意味です。

(谷口減災対策担当課長)

危機管理室の減災対策担当課長谷口でございます。

1点目の個別避難計画の件につきまして、まず私からお答えを申し上げます。今重要なご指摘をいただきまして、年々災害のレベルも上がってるんじゃないかと。その中でいかにして、市民区民の方の命、安全を守っていくのか。非常に重要な取り組みと私どもも認識して

ございます。

まず国におきましては、各市町村で、個別避難計画の策定に着手しようというようなところがありまして、その期限を設けてやっておりますが、大阪市はそれに先駆けて実際に策定までいこうというようなところで、私ども危機管理室また福祉局さんが策定するものでもなく、各区において策定されていくということで区長会議の取り組みとして、大阪市では、進められてございます。

そしてその中でも各区におきましてもいろいろ地域の事情等がございますから、各区長のご判断で、どのような進め方が効率的で実効性が上がるのかというようなことで、区長会の方で推進チームをつくりまして、今現在、鋭意検討もし進めつつ、実際に策定の方を進めているという状況になってございます。

従いまして、今、どうやって進めるのかというようなことにつきまして、区長会議で方向性を決めておりますので、具体には繰り返しになりますけれども、各区の実情を反映するような形で、各区長様方が策定を進めておられるという中で、今の時点では引き続きですね、方向性に基づいて進めるというようなことでこの評価がなされているというように認識しております。以上でございます。

(鳥屋委員)

ということは、手前3年間の地域福祉計画では、最初の段階で、個別支援個別避難計画は入ってるかどうかであったと思います。今後の新たな3年間のところには、そういった視点も盛り込んだ評価指標というのが、入れられるべきというところでまたこの後の議論のところで話させてもらいたいと思います。

(藤井部会長)

各区ということですけど、この地域福祉計画各区の促進と、それと全体のベースを作っていくという大阪市としてのベースの評価のレベルアップっていうことでもあるかと思いますし、僕もある福祉現場の方がこれに関して非常に危機感を抱いておられたことも聞いておりますので、またそこは皆さんと議論をしたいと思います。

それから2番目の虐待の件ですね。この件、いかがでしょうか。

(河北相談支援担当課長)

相談支援担当課長の河北と申します。よろしくお願ひいたします。

虐待の認定件数の件でご意見を頂戴いたしました。おっしゃる通り、通報件数とその虐待と判断した件数というのは、やはり数としては、違いはございます。私の方から高齢者、障がい者の虐待についてで申し上げますと、虐待と判断した件数というのが、高齢者や障がい者で、若干、割合は違うんですけれども、認定したものの方が割合としては少ないことです当然なっております。その差、数の記載というところにつきましては、どのような形でさせ

ていただか、もしくは、おっしゃったようなどのような対応をしたかというふうな部分につきまして、どのような形で、こちらの方に報告させていただか、というところを検討させていただきたいと思います。

(藤井部会長)

なかなか難しいと思うんですけども、僕は鳥屋委員が何をおっしゃったかっていうのを地域福祉的に理解すると、地域福祉っていうのは事後対策から予防的対策に転換するというのが地域福祉です。だから虐待も、虐待の実際の対応から虐待が起こらない対応を考える。その認定してないところは、まさにそのちょっと前のところかもわからないと。だからそこのケースを丁寧に対応して、虐待が起こらないような体制を持っていくには、どうしたらしいかというそういうご提案だったと思うんですね。

それは地域福祉としての視点として非常に重要なので、難しいことありますけど、またご検討いただければと思います。

(浅野委員)

よろしくお願ひします。

私も実は鳥屋委員と同じことを、内容に関しては、災害のことについてちょっとご質問させていただきたいと思います。

先日も南海トラフの危険情報ということで1週間、期間が設けられたり、近いうちに来るだろうというところで、今、ここの令和4年、5年度を見ると、2番の達成状況になっておるところが、やはり今、大阪市において訪問介護の視点で見ると、やはり一人暮らしの方が非常に多いですし、障がいの方も、やはり一人暮らしの方も多いと思っています。

その中で、個別支援計画っていうところの策定もありますけれども、今BCPの中では未実施減算のところに、今年度経過措置にもなっていますし、焦っている事業所と、まだ大丈夫だろうという事業所がすごい分かれんんですね。区によって西淀川区とか、淀川区とか、河川に近いところは割と自主的に利用者さんの被害を軽減した予防減災っていうところの視点はすごく高いかなというふうに私も思っています。

ただ、やっぱり区域によっては、まだ大丈夫だろ、自分とこの地域は、そんなに起こらないんじゃないかなという意識のばらつきがあるというふうに認識もしています。

ハザードマップを活用しての減災っていうところも、本当にばらつきがありますし、生野区、西成区、東淀川区といった高齢者の多いところにおいては、他の区に比べると、自主的な予防もされているんですけども、その自助共助公助の理念のもと、この取り組みのままでいいのかなっていうところを、大阪市の考えも、これを変更する必要があるのかなっていうところも、お聞かせいただきたいというふうに思っています。

それと、先ほど鳥屋委員がおっしゃっていた虐待のところも、これは何をおいても早急にいろんなことで考えないといけないところも多いと思うんですけども、私は資料1-3

の 12 ページ 72 項目のあんしんサポート事業のところ、どれぐらいの方が実際使われているのかなど。

指導に行かせていただくとあんしんサポートがちょっと使いづらいとかっていうことをよく聞くんですけれども、このあんしんサポートの事業が、これまでにやり直しというか、事業の中で変化、変容したことがあったのか、これからもこのままで使いづらいという声が、区社協さんなり大阪市に届いているのかとか、そういうところも加味して、これからの取り組み状況のところで、進めていく必要があるのではないかなど私は思っているんですけども、そのところお話を聞かせていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

(谷口減災対策担当課長)

危機管理室の谷口でございます。

まず総論的なところで、防災というようなところについて、私の方からお答えを申し上げます。

実際に防災につきましては、もう皆様ご存じの通り、まず、発災後、南海トラフレベルの地震が来ると、72 時間はなかなか救助が入らないということで、72 時間をいかに生き延びるかというようなことで、まず自助、国の方からも発信がございますけれども、1 日 1 人当たり 3 リットルの水がいるでしょうというようなところで、ストックローリングをさせながら、いかにそういう災害に備えるかと。日常の中で災害に備えるかというところがある。

そして共助、公助というようなところ、ご指摘の点で言うと、例えば個別避難計画で言いますと共助の側面が非常に強いと。地域の中の見守り、そして災害の中で、いかに地域の中で命を救い、繋いでいくのかというような取り組みである共助がますあるかと思います。

そして共助の中で、地理的に、浸水深、南海トラフで恐らく津波が来るであろうと思われるエリア、そして、そういった被害が市の中でも比較的少ないだろうというところの区の中で、防災についての認識にばらつきがあるのかなというご指摘をいただいたと認識しております。

そのあたりにつきましては、私どもも防災の担当課長会というようなところの場を通じましてですね、しっかりとまた近日中に開催もございますので、先日、国の方からありました南海トラフの臨時警報というようなこともございましたので、今一度、私どもといたしましても、市の備蓄でありますとか配送の体制、そういったものについての点検をしておりますとともに、各区に対しても、今一度そういうことをしっかりとやってくれというようなこと、発令を受けまして、もう直ちに各区に依頼通知を出させていただいているところです。

その中でリアルの場ででもですねそういう防災の担当の課長の皆様に今一度というようなことで、認識をちょっと一にする大阪市としてしっかりと対応できるように取り組んで参りたいと思いますので、ご指摘をいただいた点につきましては、ばらつきのないようにしっかりとやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(藤井部会長)

浅野委員のご質問は、福祉事業者、福祉施設のBCPにばらつきがあると、ということですね。この所管はどこなんですか。

(谷口減災対策担当課長)

施設BCPというようなことになってきますと実際に発災後、大阪市も大きな組織になって参りますので、そういうふた福祉のBCPというようなことになってきますと、まずは施設でいうと、事業者になってくる、そういうところの担当でいうと福祉部ということで福祉局さんというような担当にはなって参ります。

(藤井部会長)

これについて僕ちょっと暗いんですけども、事業者の任意なのか、全部のところが計画立てるとなってるのか。

(種継委員)

私、包括センターなんですけれども、福祉施設も複合で持っておりますので、今年度からBCP、3年前から推進があって、経過措置終わりまして、これ本当に減算になるっていうことで、いろんな研修を通じてBCPを策定されています。策定はされてるんですけども、まだまだ施設内で検証の部分で、実際それが計画通り行えるのかっていうところも、事業所だけで行われていて、認識としては、発災後すぐの暫定期間の訓練は皆さんイメージできてるんですけども、そのあとの事業継続ができるように、いかにサプライヤー全部止まって自分たちの手でやれるかといったところの議論で、防災無線とか行政とかとは持ってるんですけども、実際にどんな情報をいつどこでもらえるかといった検証の部分に関しては、まだこれからかなっていうことです。訓練に関しても自事業所内でとどまっています。BCPなので、各連携は必要になってくるんですけども、そこでの事業所間の連携ですとか行政間の連携とかって言ったところが、計画には書いてるんですけど、実際に検証するのはこれからっていうのが現状ですかね。

(浅野委員)

今おっしゃったように、ただBCPは今年度は未実施減算のところは猶予があるので、皆さんそれほどまだ急ぎではないっていうふうに思ってるところも多いです。やっぱり指針を作つて研修をして、あと訓練もいるんですけども、ただ訓練ができないところがまだ非常に多いんです。この4月になる前まで3年間経過措置であったのでこの4月から実施になりましたけど、まだ未実施減算もされませんし、この1年ちゃんとやってねっていうところの中でとどまっているので、その訓練っていうところがどうしても皆さん、机上だけでもOKになってますのでね、何か本当の今言っているこの要は減算とかそういう介

護保険の中での出来事にしかなってないんじゃないかなと思うんです。

本当の意味でやらなければ、もういざきたとき、阪神淡路大震災と一緒に、もういつ来るかわからんないと思うんですよね。

ただその中で本当に独居の方が多い障がい者の方も含めてどうやってその自助っていうところで、予防していくのかということは、もうちょっと大阪市さんも力入れられた方が、今は事業所に委ねているっていう状況なのじゃないかなって私が見ているところではそう思ってます。

(藤井部会長)

もうかなり時間がオーバーしますので、ただ1つ。これ結構難しくて、さっき言った事業所責任なのか、震災が起こったら、要するにそこの福祉事業所の基盤をどう維持していくのかっていうのは、今回の能登もそうですけども、非常に行政としての基盤整備というんですかね、取り組みとして問われるところなんです。

これは熊本なんかでも見て、自治体が自分たちの福祉資源をどう守っていくのかっていうことを、そういう事業所と行政と一緒に、維持していくんで、そこが福祉避難所にもなっていきますので、もうかなり結構重要な事柄で、今回の震災も含めて、少し課題として認識もしていただきながら、ここがどう考えたらいいのかというところは、少し今後の宿題にさせていただきたいと思います。

それでかなり時間も来ますので、ちょっと最後、ご質問1つありましたので、そのことだけちょっと簡単にお答えいただけたら。

(河北相談支援担当課長)

あんしんサポート事業についてお尋ねいただきました。

直近ですね、この令和6年5月末時点では、利用者数が2454件で、概ねですね、認知症高齢者等ということが半分弱で50%弱、知的障がい者、精神障がい者を合わせたところで、50%強というふうな割合となってございます。

経年としましては、トータルが減少傾向にございまして、新規の契約者自体は若干増えてるんですけども、やはり高齢化ということで死亡による終了が多いということでトータル減少気味でございます。

課題につきましては、区ごとにいろいろな状況もありますので、そのあたりは連携を密にしてですね、個々に対応を考えて参りたいと思います。ありがとうございます。

(藤井部会長)

はい、ありがとうございます。

ではですね、かなり時間もオーバーしますので、次に進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【議事2 第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について】

(稗田地域福祉課長)

第3期「大阪市地域福祉基本計画」の評価方法について、資料2-1、2-2、2-3、2-4に沿って説明【議事2】

(藤井部会長)

はい、ありがとうございます。

この評価方法について、ご質問とかご意見ございますでしょうか。

(川上委員)

よろしいですか。川上です。

評価方法はこれでいいと思うんですが、評価を出すためのアンケート調査で、うちも実際に調査を出した経緯があるんですが、大変答えにくい内容だなというふうに感じております。よく考えていくと余計に分からなくなってしまうということで、思いついたところにぱッパッと書いてどれだけ評価されるのかなというのが正直なところです。

私は今こういう役目をさせていただいているので、積極的に関われたんですが、関わっておられない方が、どれだけの気持ちで評価をされておられるのかなとすごく関心があって、その評価をもとに計画を策定していくっていうのはどういうものなのかなと不思議に思うところあります。

(稗田地域福祉課長)

ご意見ありがとうございます。地域福祉課長の稗田でございます。

アンケート自体は、皆様方からのご意見をいただいた上で、傾向としてこちらの方で記載させていただいているが、その中身について、丁寧にご説明させていただいた上で、評価指標として使わせていただいているところでございます。聞く内容につきましても、こちらの部会や分科会を通して、ご承認いただいた上で、調査、アンケートをさせていただいているところでございます。

委員におかれましては、中身的に信頼に足るものなのかというご意見かと思いますが、ちらにつきましては、この第三期計画の指標として、また次の部会でお聞きさせていただいて、ご意見等ちょうだいできたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(藤井部会長)

よろしいでしょうか。1つはアンケート自体が、まさに地域福祉は難しいですね。ですか

らまた再度検討しないといけないんですけど、これ3年ごとでやるって、そのこと自体が、ものすごく労力が要ることで、このことも実はね、大変なことだなということと、また評価方法が、数値だけじゃなくて、質的な評価を重視してるので、またその点もあわせて皆さんにご意見を伺えればと思います。

(種継委員)

種継です。私の方から1点なんですが、昨今ヤングケアラーの課題っていうことで、いろいろ研修ですとか、課題提起もいただいておりまして、我々高齢分野の方でもかなり知識としては浸透してきたかなとは思っています。

我々この包括センターも、年に数件ヤングケアラーに当たるかなっていうことで、対応してるんですけども、なかなかこのヤングケアラーの方の対象っていうのは、件数ですとか、質的なところっていうのも、やっぱり年々、成長とともに卒業されたり成人になられたりっていうことでいろいろカテゴリーに分けにくい、見えにくいくらいのところも1点あるなと思います。

ただ、こういったヤングケアラーの分野といいますか、カテゴリーに分けにくいんですけども、その対象者の方ってのは非常に複合的な課題を持ってらっしゃるので、このつながる場の場面ですとか、そういったところの専門相談にどう繋がっていってどう解決していくかっていうのも、質的なところで言えば評価していかないといけないんですけども、評価しにくいなあっていうのが包括センターやってて思います。我々も特にそこの報告書のところに何かカテゴリーがあるわけではないので、これ本当に聞き取りでしか評価が難しいのかなと思ってます。

ただ、課題として非常に複合的な深刻な課題も多い事例であるので、地域福祉展開するには、総合的な援助体制を考える上でも、大事かなと思ってる指標かなと思ってます。以上です。

(藤井部会長)

はい、ありがとうございました。ちょっとだけ私が付加させていただきますと、まさに例えば、じゃあヤングケアラーって言うけどもどんな生活像の方がヤングケアラーで、どれだけいらっしゃるのかっていうことが実は実態として掴めなくて、これはだから実践してだんだんわかっていくっていうことですよね。

これと、例えば最近同じだと住宅セーフティーネット法の居住支援のケースって、全分野にわたってで出てくるんですよね。生活困窮が大体20%ぐらい全部で、これもそのことが重要だということが、法律改正もあって、見えてきたんだけど、自治体主体で、まさにどういうケース像なんだということとか、その方がどれくらいのパイでいらっしゃるのかっていうことが、全然最初はわからないんですよね。

だからそういう意味の質的な評価でやれば、やってだんだんわかってきて、対策も違って

くるみたいなことが、地域福祉の対策の中では非常に特徴的で出てきますのでね、やっぱりそういうことが評価の中に出でてくる視点とか工夫っていうのがやっぱり非常に重要なとふうに思われますね。特に、まさに総合支援体制づくりみたいなところの評価では、かなり重要な視点だと思います。すいません。付け加えました。

はい、他いかがでしょうか。

(鳥屋委員)

はい、鳥屋です。

今度、今回からの3年の計画に対する指標だということなんんですけど、大体なんか前回の手前3年間とあまり変わってないなという印象を受けます。まずそれでいいのかなというのが1つです。

その中で、やはり先ほども言いたいところですけれども、防災に関して、資料2-1主な取り組みの57項目の36番ですね。災害時に支援が必要な人の把握と、避難の支援、仕組みづくりというところで、避難行動を支援者名簿を作成して、地域へ提供します。それはそうですね。そのあと、提供された名簿をもとに、行政、地域、福祉専門職が連携して、個別計画、これ個別避難計画のこと指してるんだと思うんですけども、作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組むというところで、ここにね行政と、それから地域と福祉の専門職が連携してっていう、ふうにあるんですけどもね、実際地域側でなかなかここがやっぱり連携されてないなというのが実感です。

特にこの個別避難計画作成にあたっては、福祉専門職がどう連携するかっての非常に重要なと思ってます。つまり私達の地域でも、この個別避難計画っていうのは、例えば障がい者に、避難計画、同意できたら、書いてくださいねって送られてくるんですけども、どう書くかっていうことを、本人とか家族任せになっているだけで、でき上がった名簿は、あと行政を通じて地域に渡されるんですけども、地域側もそれをどんと渡されるだけ。

つまり、障がい者、高齢者、当事者と、それから、名簿を受けた地域側の間に立つ人がいるというのは非常に問題だと思ってます。

そういう意味では、国もこの福祉専門職と連携して作成を進めていくようになってなってるんですけども。大阪市としてはそこまずどう考えてるのかっていうの1つ、この3年間に向けて、考えを聞きたいところと、それから要援護者名簿というのも作られていると思います。これはもう前々からだと思います。これは普段からの見守りだというふうに思います。普段の見守りは地域側でね、温度差があるにしてもやっぱり進んでるところもあると思います。普段の見守りとあわせてこの個別避難計画、いざというときに、避難経路までどう誰が助けて、いくかっていうのがこの個別避難計画に書かれてると思うんですけども、誰が助ける、そこは団体ということもあると思います。民生委員であったりとか、それから町会長であったり班長であったり、地域活動協議会であったりとかって団体ということもあると思うんですけども、そこの地域側と当事者との顔合わせが全くない中で、災害があったとき

に、いざその個別避難計画を本当に使えるのかと思うと、要援護者名簿と合わせて一緒にですね、どう避難するかということを、本人も含めて、話を進めていかないといけないと思います。

そう思うと、危機管理室と、それから要援護者名簿は地域福祉課ですか。やっぱそこ連携して、どう進めるかっていうことを、庁内で連携をどうするかっていう非常に大事だと思うんですけども、地域側からするとそこすごく、受け取る名簿は要援護者名簿も個別避難計画の名簿も地域側で一緒なんんですけども、全然仕組み的に縦割りなので、そこがどうも連携されていないってのは非常に問題だというふうに思ってます。

そうすると個別避難計画の作成も、中身のある程度、もう何件集めましたという件数だけに留まってしまわないかという危機感を当事者としてはすごく感じていますので、この3年間そこを合わせてどうするかっていうのも、資料に入れていただきたいなというふうに思っています。

(藤井部会長)

これはご意見とご質問どちらですか。

質問に関しては、福祉専門職との連携というのをどういうふうにするかっていうのをどう考えておられるのかってのを聞きたいということです。

(玉田福祉活動支援担当課長)

福祉活動支援担当課長の玉田でございます。

私担当が見守りネットワーク強化事業の方なんですけれども、個別避難計画作成について福祉専門職の連携ということで、基本的に先ほど危機管理室からもご説明ございましたが、各区の方が中心になってやっていくと。

その中で、各区の中でも防災の担当、福祉の担当ございますんで、福祉専門職から協力を得て顔つなぎをしてもらうとか、そういうことは我々も重要であるというふうには認識しております、その各区の中で、福祉担当と防災担当が連携して、顔つなぎをして、それと地域とつないでいって、個別避難計画を円滑に作っていくというところで、考えておりまして、我々としましても、先ほどもありましたが、各区役所と危機管理課と福祉局で推進チーム会議を作っておりますので、その中の議論も踏まえながら、どういう支援ができるのか、どうしていくと連携していくのかということについては、考えていこうというふうにしておりますので、そのあたりの強化についても、取り組んで参りたいというふうに考えております。

(鳥屋委員)

福祉専門職っていいますと我々、当事者からすると、障がい者であれば相談支援専門員で

高齢者であれば、ケアマネージャーということだと思うんですね。今この個別避難計画に関連して、専門職が全く入っていないので、今いる相談支援専門員とか、ケアマネージャーがこの個別避難計画の存在すら知らないんじゃないかなというふうに思っています。

そうすると、実際に災害時の助けが必要な、障がい者、高齢者に身近な相談支援専門員とか、それからケアマネージャーの人たちにも地域側の繋ぎをしてもらわないと、絶対意味のある個別避難計画書にならないと思っているんですね。ならないまま、今あと5年間のうちに作成するということに大阪市言ってると思うんですけど、あと残り2年ほどですか、何割進んでるかっていうのもこの指標というところからも入れないといけないし、実際の地域も、それから専門職も取り、一緒になってどう進んでるかっていうのも資料に入れないといけないかと思います。

(藤井部会長)

ご意見としてね。僕大阪市の実情は知りませんけれども、鳥屋さんが言うことの実態が他市も同じですね。それほど進んでないっていうことなんですよ。

専門職の参加や名簿は作ったけども、地域が全然生かされてない。ここが支援に結びついてないっていうことは、全国的にその状態で止まることに対して、多分、鳥屋さんは当事者意識を持ってという話だと思いますので、本当の意味で検討が進むように急いでいただけたらなと思います。

さらに強化しないといけない項目は、再チェックしていただくということは大切だと思います。

(稗田地域福祉課長)

先ほど鳥屋委員や浅野委員からもご意見いただきました通り、防災や権利擁護の関係であるこの評価指標の内容自体は、こちらに書いてある通りにはなりますが、その取り組み内容については、きちんとご意見をいただいて検討した結果の内容を、令和6年度の取り組み内容、成果のところに記載していきたいと思っておりますので、またその時にご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(浅野委員)

資料2－1の13項目の民生委員児童委員活動への支援っていうところで、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行いますって書いてあるんですけども、今民生委員のなり手不足で、全国的にこれって課題に挙がっていると思われます。私ども介護福祉士会も、何か関わることができないのかなっていうところは、厚労省の方からも話とかあるんですけども。ここと12項目、前のページですね。町会への加入促進に向けた取り組みって、全く別ではないのかなっていうふうに考えるんですけど、連動していくのかなと思うんです。

それで、大阪市24区で例えば生野区さんでしたら、外国人籍の方が多いと思うんですね。

そのなり手が少ない中で、どうしても民生委員法の中で選挙権を有する人しか委員にはなれないっていう括りがありますので、ただ、何か大阪市として本当に防災とか、これから災害とかっていうところでも、やはり生野区は、第二次世界大戦後、ずっと在日の方も多くて、孤独・孤立してる方って非常に多いと思うんですね。私も去年、厚労省の事業で調査をしたんですけども、やはり孤立して精神病有している方も多くいらっしゃるっていうのもありますし、本当に現実的に民生委員さんの活躍とかっていうところはもう法律で定められているところを今すぐ大阪市でどうにかすることは難しいのは十分認識もしていますので、何かこう、もうちょっと大阪市でできる、民生委員さんをサポートするような方を、選挙権を有しない方にも何かこう働きかけるっていうのそれはもう区役所に権限があるんですかね。もっと本当の意味での、できることをやっていかないと絵にかいたもちにならないようにしていただけたらなというふうに思うんで、そのところどう考えておられるかお願いします。

(稗田地域福祉課長)

ありがとうございます。委員のご指摘の通り、確かに町会加入促進とこの民生委員児童委員活動への支援というところは、深い関係があると思っております。

民生委員さん自体も、地域の方々の中から推薦で選ばれておられるというところで、地域の担い手の方々が、だんだんと今減ってきてる、高齢化してきているというのは、現状であるところでございます。地域の担い手を増やす後押しとして、町会加入促進ということでこちらに書かせていただいておりますけれども、地域活動をしてくださる方々を増やしていくというのは、地域福祉の推進のためには大事なことだと考えておりますので、そのためにもこういった項目であがっているところでございます。そして、いろいろ区の方でも計画を作っていくと今考えているところでございます。

また、民生委員さんのサポートをしてくださる方、どなたかいらっしゃらないのかというご提案につきましても、地域福祉の推進というところになりますと、住民全員が主体的に活動していただくことが大事だと考えておりますので、例えば地域社会福祉協議会もございますので、そういう福の観点を持って、地域活動をしてくださる方々を、今後、大阪市としても広げていきたいと考えておりますので、見守っていただけたらと思います。

(藤井部会長)

今、資料2-1の項目2の内容についてご質問ですけれども、これはまた来年度、この項目に基づいて分析したところで、ご質問をいただきたいと思います。

今回の提示の非常に重要なところは、特に資料2-3ですよね。要するに、今後の評価枠組みをどのようにするかという枠組みの問題でご指摘があればありがたいです。

特に資料2-3は、今回、包括的支援体制も意識して、地域づくり・参加支援・相談支援体制で、ここを丹念に評価していこう。でも評価そのものが、先ほどの数値だけでは図れな

いと、質的に深めていかないといけない。しかも、それはどんどん一般の行政の事業評価じゃなくて、どんどんやれば形が変わっていく評価をしていかないといけない。これ形成評価とかね、発展的評価といいますので、これは従来の他の部署のプログラム評価、事業評価と、それに基づくP D C A サイクルの評価とは、ちょっと異なる評価を包括的支援体制においてはやっていかないといけないところに、1歩ちょっと踏み出した工夫をされてると思うんですね。そういう認識のもとに、この枠組みでいいのか、これに基づいてそういう視点で来年度、どう評価をしていくのかというそういうことの議論なんですけれども、協議なんですけれども、その点に関していかがでしょうか。

事務局から、再度この資料2－3の枠組み、項目のことについて、もう一度、何か強調点をご説明いただけますでしょうか。

(稗田地域福祉課長)

ありがとうございます。

先ほども少し説明させていただいたのですが、こちらの評価指標につきましては、これから入力し、作ったものを6年度の実績として見ていただくんですけども、包括的支援体制の整備に係る大きな3つの地域づくり、参加支援、相談支援体制づくりを評価していただくため、内容をこちらに記載しております。

量的指標といたしましては、数字で計れるようなものをこちらに記載しております、それにプラスアルファ、先ほど藤井先生がおっしゃいました、定性評価、質的成果を工夫して、こちらで評価していきたいと考えております。

先ほども種継委員がおっしゃってくださったように、いろいろな事例とかがございますので、そういった具体的な事例などもここの質的成果のところに記載し、どのような成果が上がったのか、ご報告させていただけたらいいなと考えております。

(藤井部会長)

それとともに課題と今後の方向性で先ほど言った、さらに発展していくべきことを書いていただくということですけども、いかがでしょうか。

とりあえずこういう枠組みで、来年度進めさせていただくということでよろしいですか。今のところいいでしょうか、小野委員、手を挙げられました。

(小野委員)

部会長の方からもありましたので、地域福祉ですから色々な面が入るんですけども、資料2－3のところで要点を少し入れたいということであれば、絵の中には入っているんですけども、いろんな課題に取り組みのなかでエンパワメントというか、ストレングスというか、そういうプラスの面がどういう風に見えてきているのかっていうのを、枠というより意識として示せるような形になってきてくるといいなと思いました。

どうしても数値ではなかなかパッとでないこともありますけども、こういう風に工夫して、こういう風にやってきて、こういうふうな力がついてきたんだと。今まで言われていることで言ったら、プロセスゴールに近いものかもしれませんけども、これは取組側でもありますし、当事者あるいは住民の側もありますし、お互いがいいところを見合っていこうよといういい雰囲気ができあがってくると地域での取組はより活性化してくると思いますので、そういうことになっていけばいいなと思います。

そこで例えば資料2－3の目標1のところで、本当は地域づくり、参加支援、相談支援体制づくりになっているんですけど、1のところが地域づくりなんですけど、どっちかっていうと大阪市では見守りというのを一番キーワードにしているので、どうしてもそこに偏つてしまうがないと思うんですけど、例えばまずは量的評価の中の指標アイウがありますけれども、これもうちょっと地域づくりが反映できるような評価も入れてもいいのかなと思いました。例えば、居場所なんかをこんなふうに作ってますよとかっていうのができて、その中の見守りも含めて見守りっていうふうに少し広げた方が、なんというか、見守りというと見る側と見られる側みたいなかたちが、意識がちがうので、そういうのを超えていこうというのが地域共生社会だと思いますので、少し量的なところの指標も広げて考えることができまするんじやないかと。そこで質的な成果のところの書き方として、エンパワメント、ストレングスという点を意識したような書き方になっていくということがポイントかなと思いました。総論的にはなりますけども、以上となります。

(稗田地域福祉課長)

委員おっしゃってくださった見守り強化事業がどうしても中心になってしまう事業なので、地域づくりの、いわゆる参加者がどんな形で入ってるかとか、どんな地域づくりができるかっていうのがんまり見えないのではないかというご指摘でございますが、そちらにつきましては、資料2－3の参加支援のところで、具体的にもうちょっと詳しく書いていこうと思っております。

1につきましては、地域づくりの1つ、一部のネットワークづくりというところで、見守りをしてくださってる方々の体制とか、またその成果を記載するつもりですが、こちらの3ページ目の、参加支援のところでは、社会との繋がりを作っていくための支援といたしまして、社協さんと一緒に地域づくりを行っていこうと考えております。

その中で、例えば、相談支援の場とかで気づいたニーズであったりとか、個別支援のニーズからわかってきた課題に対しまして、社会参加のために必要な地域づくり、つながる場、集いの場みたいな形で作っていったものを質的成果のところでご報告させていただいて、このような場づくりであったりとか、体制がでてありますということも、こちらでご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(藤井部会長)

要は今後の地域福祉を考える上でソーシャルキャピタルじゃないんですけど、相互の繋がりの中で生み出されるものを、着目をするということで、小野委員、もう1つは、課題中心だけじゃなくてアセット資産であるとか、そういうストレングスであるとか強み、要するに積極的な側面を評価して、伸ばすようにするという、そういう視点も評価視点に盛り込むと、先ほどのことがこの3つの評価にの中で、どうどのように活かされるかっていうね、そういうことだと思いますので、はい。ありがとうございました。

(鳥屋委員)

はい、地域づくりのところで見守り強化事業というのが中心になるというところで、何度もあれなんですけども、やっぱり普段の見守りと、災害時というところで、何ていうんですかね、地域づくりのために地域防災訓練なども、地域ではよく行われているわけで、そういったところに、障がい者とか高齢者をどう参加するかっていうのが、これはどっちかいうと、参加支援の方にもかかる話なのかもしれないんですけども、そういったことも、地域づくりの方にも、災害時のことの地域づくりですね、という視点と、あと参加支援の方にもそういった災害の訓練で今地域でも防災訓練やってますけども、中に、そこになかなか障がい者が参加できないっていう実情は、非常にやっぱり、参加っていうのがなかなかできていないなということの大きなあらわれだと思うので、そこの解消に向けてのところも入れていただけたらなと思います。

(藤井部会長)

それは具体的には、どうなるのかな。

そういうちょっとご意見を伺って、後でまた検討するということでおろしいですね。

本日はですね、1歩踏み込んで具体化していくことと、これに合わせた先の評価項目を、枠組みを、本日提示したことではですね、来年度に向けての、少し具体的のご提起をしていただけたかなと思いますので、期待したいと思います。